

事業者団体の活動に関する事前相談申出書

平成5年6月30日

公正取引委員会事務総局
経済取引局取引部長 殿

日本自動車車体整備協同組合連合会
会長 小倉 龍一

代理人弁護士 饗庭靖之
(連絡先)

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町3丁目26番8号
神田小川町三丁目ビル7階

首都東京法律事務所

日本自動車車体整備協同組合連合会代理人
弁護士 饗庭 靖之

TEL: 03-3518-9566 直通 090-9749-1628

FAX: 03-3518-9577

今般、当団体において、下記の活動を実施することを予定しているところ、
独占禁止法上問題となるか否かについて事前相談を申し出ます。

なお、申出者名並びに相談及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 申出者に関する事項

- (1) 名称 日本自動車車体整備協同組合連合会
- (2) 住所 〒101-0027 東京都千代田区神田平河町1番地
第三東ビル9階 911号室
- (3) 成立年月日 昭和57年12月15日設立
- (4) 業種 業種分類 サービス
対象業種 自動車車体整備業
- (5) 事業地区 全国

- (6) 会員（都道府県の自動車車体整備協同組合）の数 42 協同組合
賛助会員の数 31 社
都道府県の自動車車体整備協同組合の組合員の数 4286 名
- (7) 法人格
協同組合連合会（根拠法は中小企業等協同組合法）
- (8) 現に行っている事業の内容
1. 所属員の取り扱う車体整備用品材料、作業用機械工具類及び教育用資材の共同購買並びに斡旋
 2. 所属員の事業に関する調査・研究
 3. 所属員の事業に関する共同宣伝
 4. 所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
 5. 所属員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
 6. 所属員の福利厚生に関する事業
 7. 前各号の事業に附帯する事業
- (9) 上部団体 無し
- (10) 事業地区における構成員のシェア
7.37%
(都道府県の自動車車体整備協同組合の組合員の数 4286 名を、平成 26 年経済センサス基礎調査自動車整備業（民間）事業所数 58,156 で除すことにより、日本全国における事業者団体の構成員のシェア 7.37%を得た。)
- (11) 部会、委員会、支部等の内部組織の有無
教育委員会、技術委員会、経営委員会、調査研究委員会、総務財務委員会、共同購買委員会、広報委員会

2 実施しようとする活動に関する事項

(1) 実施しようとする活動の目的

- ① 保険会社が、保険金を支払う相手方として取引を行っている自動車車体整備事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど自動車車体整備事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議することの必要性

今日、取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に著しく低い対価での取引を行うことを強めていること、とり

わけ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、取引価格にコストの上昇分を反映させないことが大きな問題となっている。

関係閣僚（内閣府、経産省、厚労省、農水省、国交省など）と経団連会長、連合会長などが連名で、「発注者」となる大企業等に「パートナーシップ構築宣言」を行うよう促している。

「パートナーシップ構築宣言」は、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組むことを、「発注者」の側が宣言するものである。

「パートナーシップ構築宣言」の下で、親事業者と下請事業者との間では、取引価格の決定方法を改善するため、価格は合理的な算定方式に基づき、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるように、親事業者と下請事業者の間で協議して決定する必要がある。

保険会社は、「パートナーシップ構築宣言」として、次の内容を宣言している（東京海上日動火災保険株式会社、MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社、損害保険ジャパン株式会社など）。

「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。」

このため、保険会社は、保険金を支払う相手方として取引を行っている自動車車体整備事業者に対して、不合理な原価低減要請を行ってはならず、取引対価の決定に当たっては、自動車車体整備事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど自動車車体整備事業者の適正な利益を含むよう十分に協議することが必要である。

② 中小企業等協同組合法第9条の2等の団体協約制度

中小企業が取引先会社に対し、代金の請求を行い、代金を受領する取引関係にあるとき、中小企業は中小企業団体（協同組合、協同組合連合会等）を組織して、中小企業団体が中小企業取引先企業と団体交渉を行い、団体協約を締結することができる（中小企業等協同組合法第9条の2第12項）。

取引先企業は、事業者を組合員とする協同組合ないし協同組合連合会の代表者から、団体交渉をしようとする事項を記載した書面による申し出を受けたときは、団体交渉に応ずることとされている（中小企業等協同組合法施行令第7条）。

中小企業団体（協同組合、協同組合連合会など）と組合員の取引先の事業者との間で、納入する製品や提供するサービスの価格、支払期日や支払方法などの納品にかかる支払条件、納入する製品の品質、提供するサービスの条件などの取引条件についての団体交渉を実施し、交渉に基づく両当事者の合意事項を、団体協約という形で合意書を締結する。

団体協約で締結された取引条件は、個別の組合員が取引先の事業者との個別の取引契約に適用され、団体協約を締結した事業者との契約では、組合員が個別に行う契約であっても団体協約に基づく契約条件に従って取引が行われることになる。

中小企業団体（協同組合、協同組合連合会など）と取引先事業者との取引条件改善のための交渉は、事業者の組織する協同組合が組合の力によって団体交渉をすることによって、事業者にとって有利な取引条件を導き出すものである。

③ 保険会社と自動車車体整備事業者の間の取引関係の存在

自動車車体整備事業者が保険会社から支払いを受ける際の修理費を確定させるために交渉と合意の過程は、次のとおりである。

自動車事故により毀損した車両が自動車車体整備事業者の修理工場に入庫した時点で、自動車車体整備事業者は事前に概算見積りを作成し、保険会社も損傷診断をして概算見積りを作成する。

概算見積書作成の目的は修理を着手する前に損傷範囲や修理方法、部品使用の有無等をお互いに確認するために行うが、概算見積書には、工賃や工賃単価の記載がなされる。

概算見積書に記載される工賃の単価は、多くの場合、保険会社と自動車車体整備事業者が協議して決められておらず、保険会社が提示したことに基づいて形成された自動車車体整備事業者ごとの工賃単価に基づいて記載される。

事前に概算見積書が作成されない場合もあるが、その場合も含めて、修理後に精算見積書が作成され、保険会社と自動車車体整備業者は、修理工事についての保険会社による保険金支払額の合意をする。

自動車車体整備事業者に車両を入庫した車両の所有者が自動車車体整備業者と契約した整備契約の代金支払いについて、保険会社が車両の所有者に代わって支払うことについての保険会社と車両の所有者の間の合意に基づき、保険会社は自動車車体整備業者に、精算見積書で確認された金額の保険金を支払い、自動車車体整備業者は、保険会社が支払う金銭を、修理の工賃と認識して受領する。

「保険会社が自動車整備業者に保険金を直接支払うことを、保険会社と車両の所有者の間に合意する」ことが、第三者のためにする契約に当たり、民法537条により、自動車車体整備業者は保険会社から修理の工賃を受領する権利を有するため、自動車車体整備業者と保険会社の間には取引関係がある。

④ 日本自動車車体整備協同組合連合会の保険会社と団体交渉を行う目的

日本自動車車体整備協同組合連合会は、所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結を行うことをその事業としている。

保険会社が、保険金を支払う相手方として取引を行っている自動車車体整備事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど自動車車体整備事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議するためには、自動車車体整備事業者を所属員とする日本自動車車体整備協同組合連合会が、保険会社との間で、所属員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結を行うことが必要であり、そのため、保険会社との間で、中小企業等協同組合法第9条の2第12項に基づき、団体交渉を行い、団体協約を締結しようとするものである。

(2) 実施しようとする活動の内容

日本自動車車体整備協同組合連合会は、保険会社による自動車車体整備事業者に対する自動車車体整備費用に対する支払いに使用される、自動車車体整備事業者の工賃単価の基準について、保険会社と団体協約を締結するために、保険会社と団体交渉を行うことを令和5年6月20日の協同組合連合会の総会において決定した。

日本自動車車体整備協同組合連合会が、保険会社との間の団体協約を締結するために団体交渉を行いたい事項は、保険会社が自動車車体整備事業者が行う自動車の車体整備の費用に対して支払う保険金の支払額に、自動

車車体整備事業者が自動車の車体整備に要する労務費を適正に上昇させること及び原材料価格、エネルギーコスト等のコスト上昇を価格転嫁させることを可能とするように、最低工賃単価について合意するとともに、自動車車体整備事業者の原価計算を反映して自動車車体整備事業者ごとの工賃単価を決定することについて合意することである。

(3) 実施しようとする活動に係る市場の状況その他参考となるべき事項

損保協会は平成6年に、保険会社が保険金として支払う自動車修理の工賃の単価について、本部支部レベルを問わず、過去に行われた協議、決定、通知等はすべて破棄するものとし、今後は各保険会社、各修理業者が個別に設定し、各々一対一で設定することとした。

その結果として、保険会社が保険金として支払う自動車修理の工賃の単価について一方的に工賃単価が設定されている。多くの場合、保険会社と自動車車体整備事業者が協議して決められることなく、保険会社が提示してきた自動車車体整備事業者ごとの工賃単価に基づいて作成されている。

各保険会社は、個々の自動車車体整備事業者に対し、令和5年4月以降の新年度においては、各自動車車体整備事業者の工賃単価について、いままでの工賃単価に、一昨年消費者物価指数から昨年の平均した上昇率の2～2.5%を上乗せすることを通告してきている。

2023年5月26日付け日本経済新聞においても、損害保険大手各社は、車両の修理費等が上がっていることにより、自動車保険料を引き上げる方針であることが報道されている。

4 当該活動と独占禁止法の規定との関係についての自己の見解

① 公正取引委員会は中小企業団体が行う団体協約と団体交渉を支援しようとしていること

公正取引委員会は、中小企業庁とともに、中小企業団体（協同組合、協同組合連合会等）と組合員の取引先の事業者との間で、中小企業者が納入する製品やサービスの最低価格、納品にかかる支払条件（支払期日、支払い方法など）、納入する製品の品質、提供するサービスの条件などについて取り決めを行うことの団体交渉を行い、それに基づく合意として、中小企業団体とその組合員の取引先事業者との間で団体協約を締結し価格転嫁等を行うことを推奨している。

② 日本自動車車体整備業者協同組合連合会の保険会社との間の団体協約

独占禁止法22条は、「この法律（独占禁止法）の規定は、協同組合の行為には適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引

分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合はこの限りでない」ことを規定している。

中小企業団体（協同組合、協同組合連合会など）が組合員の取引先企業と団体交渉により対等な立場で交渉した結果、取引価格を含めた取引条件について合意し、団体協約を作成することは、中小企業等協同組合法に認められている正当な行為として、独占禁止法 22 条により、独占禁止法の適用除外となるものである。

日本自動車車体整備業者協同組合連合会が、保険会社との間で締結しようとする団体協約は、保険会社と自動車車体整備業者との間の保険契約に基づく自動車修理費の支払取引における保険会社の優越的地位の濫用を防止することを目的としている。

このため、日本自動車車体整備業者協同組合連合会が保険会社との間で団体交渉を行い、上記の締結することを目的としている内容の団体協約を締結することは、独占禁止法 22 条により、独占禁止法の適用除外となるものである。

添付資料

- 1 日本自動車車体整備業者協同組合連合会定款
- 2 パートナーシップ構築宣言（（東京海上日動火災保険株式会社、MS&AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社、損害保険ジャパン株式会社）
- 3 平成 6 年 1 1 月 2 9 日付の協同組合連合会への連絡文書
- 4 令和 5 年 5 月 2 6 日付けの日本経済新聞の報道
- 5 公正取引委員会と中小企業庁による「中小企業の価格交渉を全力でサポートする」旨のパンフレット